

JIS

自転車ーリム

JIS D 9421 : 2009

(JBPI/JSA)

平成 21 年 6 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	長見 万里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	河村 拓	株式会社西友
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	鈴木 一重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.1.1 改正：平成 21.6.20

官 報 公 示：平成 21.6.22

原 案 作 成 者：財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戒之町西 1 丁 3-3 TEL 072-238-8731)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 リムの種類及びその記号	1
4 構造	3
5 形状及び寸法	3
6 品質	4
6.1 外観	4
6.2 めっき	4
6.3 強度	4
7 試験方法	4
7.1 リムの強度試験	4
8 製品の呼び方	5
9 表示	6
附属書 A (参考) 自転車用リムの測定方法 (例)	13
附属書 JA (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	22
解 説	26

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人自転車産業振興協会 (JBPI) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS D 9421 : 2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

自転車—リム

Bicycles—Rims

序文

この規格は、1996年に第2版として発行されたISO 5775-2、及び Amendment 1 (2001) を基に作成した日本工業規格であるが、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、主として、JIS D 9111 に規定する一般用自転車及び幼児用自転車に用いるリム（以下、リムという。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 5775-2 : 1996, Bicycle tyres and rims—Part 2 : Rims 及び Amendment 1 (2001) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号 (MOD) は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、修正していることを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS D 9111 自転車—分類及び諸元

JIS D 9112 自転車用タイヤ—諸元

JIS D 9420 自転車用スポーク

JIS D 9422 自転車用タイヤバルブ

JIS H 8617 ニッケルめっき及びニッケル—クロムめっき

JIS K 6302 自転車用タイヤ

ISO 5775-1 Bicycle tyres and rims—Part 1 : Tyre designations and dimensions

3 リムの種類及びその記号

リムの種類及びその記号は、リムの形式及び形状によって区分し、表 1 による。リムの種類は、表 1 に示す BE リム¹⁾、WO リム²⁾ [又は SS リム³⁾]、HE リム⁴⁾ [又は HB リム⁵⁾] 及び CT リム⁶⁾ の 4 種類とする。

注¹⁾ ビーデットエッジリムの略。

²⁾ ワイヤードオンリムの略。